

## みとよSDGs推進パートナー制度実施要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、SDGsの理念を踏まえ、三豊市におけるSDGsの実現に向けた取組みのより一層の推進を図るため、SDGsの推進に取り組む企業及びその他団体（以下「企業等」という。）をみとよSDGs推進パートナー（以下「推進パートナー」という。）として登録することに関し必要な事項を定めるものとする。

### (要件)

第2条 推進パートナーへの登録については、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 本制度の趣旨に賛同する企業等
- (2) SDGsの推進につながる取組みをしていること。
- (3) 地域課題の解決に向けた取組み、市民等への普及啓発等SDGsの更なる推進に取り組む意欲があること。
- (4) 目指しているSDGsのゴールが明確であること。

### (申請)

第3条 推進パートナーとして登録を希望する企業等は、みとよSDGs推進パートナー登録申請書（様式第1号。以下「登録申請書」という。）を市長に提出するものとする。

2 市長は、登録に当たり必要に応じ、企業等に説明又は追加書類の提出を求めることができる。

### (登録の変更)

第4条 推進パートナーは、登録内容に変更が生じた場合は、新たに登録申請書を市長へ提出し、登録情報の変更を行わなければならない。

### (登録証の交付)

第5条 市長は、第3条第1項の規定により登録申請書の提出を受けた場合は、第2条に規定する要件に適合することを確認し、みとよSDGs推進パートナー登録通知書（様式第2号。以下「登録通知書」という。）を交付するものとする。

### (登録期間)

第6条 推進パートナーの登録期間は、登録通知書の登録年月日から当該年度の末

日までとする。ただし、登録期間が満了する日の1箇月前までに推進パートナーから登録取消の申し出がない場合は、さらに1年間延長するものとし、以後においても同様とする。

(登録の取消し)

第7条 推進パートナーが登録を取り消す場合は、みとよSDGs推進パートナー登録取消届(様式第3号)を市長へ提出するものとする。

(禁止事項)

第8条 市長は、推進パートナーが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、推進パートナーとして登録をしない又は登録を取り消すことができる。

- (1) 推進パートナーとしてのイメージを損なう又は正しい理解の妨げとなる活動をしたとき。
- (2) 特定の政治、思想、宗教等の啓発を目的とした活動をしたとき。
- (3) 暴力団その他反社会的団体又はそれらに関連する事業者
- (4) 法令や公序良俗に反する活動をしたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める活動をしたとき。

(情報の公表)

第9条 本事業の目的を達するために必要な情報の公表については、推進パートナー及び市の双方が自由に行うことができるものとする。

2 前項の公表の実施に当たっては、相手方に対して公表する内容等を事前に通知するものとする。

(本制度の所管)

第10条 本制度に関する事務は、三豊市政策部地域戦略課が所管する。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、本制度に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年2月1日から施行する。

みとよSDGs推進パートナー登録申請書

三豊市長 様

ふりがな						
企業・団体名						
ふりがな						
代表者役職・氏名						
住所	〒 - (電話番号 - - )					
ふりがな						
担当者役職・氏名						
Eメール						
SDGsの推進につながる現在の取り組み・活動内容						
関連するSDGsのゴール ※ゴールの下の枠に○を付けてください (複数選択可)	1 貧困をなくそう 	2 飢餓をゼロに 	3 すべての人に健康と福祉を 	4 質の高い教育をみんなに 	5 ジェンダー平等を実現しよう 	6 安全な水とトイレを世界中に 
	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	8 働きがいも経済成長も 	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	10 人や国の不平等をなくそう 	11 住み続けられるまちづくりを 	12 つくる責任つかう責任 
	13 気候変動に具体的な対策を 	14 海の豊かさを守ろう 	15 陸の豊かさを守ろう 	16 平和と公正をすべての人に 	17 パートナリープで目標を達成しよう 	

※記載事項が枠内に記入しきれない場合は、別紙(自由様式)に記入しご提出ください。

様式第2号(第5条関係)

第 号  
年 月 日

様

三豊市長



みとよSDGs推進パートナー登録通知書

年 月 日付けで申請のあったみとよSDGs推進パートナー登録申請については、みとよSDGs推進パートナー制度実施要綱第5条の規定に基づき、貴社を「みとよSDGs推進パートナー」として登録しましたので通知します。

登録年月日 年 月 日

様式第3号(第7条関係)

年 月 日

三豊市長 様

申請者 企業・団体名  
住所  
代表者役職・氏名  
電話番号

みとよSDGs推進パートナー登録取消届

年 月 日付で登録されたみとよSDGs推進パートナーを取り消したいので、みとよSDGs推進パートナー制度実施要綱第7条の規定に基づき届け出ます。